

[申 出 書 の 受 付 方 法]

平成 29 年 10 月 1 日以降に、許可証の交付を受けた保健所へ 1 部（四国中央保健所のみ正本 1 部、副本 1 部）を提出してください。手数料は不要です。

松山市長から交付を受けた許可証の取扱いについては、松山市環境部廃棄物対策課（tel：089-948-6912）へお問い合わせください。

所在地	申 出 窓 口
四国中央市	四国中央保健所 衛生環境課 〒799-0404 四国中央市三島宮川 4-6-53 Tel 0896-23-3360 Fax 0896-28-1043
西条市 新居浜市	西条保健所 環境保全課 〒793-8516 西条市喜多川 796-1 Tel 0897-56-1300 (代) Fax 0897-56-6713
今治市 越智郡	今治保健所 環境保全課 〒794-8502 今治市旭町 1-4-9 Tel 0898-23-2500 (代) Fax 0898-23-2531
松山市（県の許可に限る） 伊予市 東温市 上浮穴郡 伊予郡	中予保健所 環境保全課 〒790-8502 松山市北持田町 132 Tel 089-941-1111 (代) Fax 089-909-8392
八幡浜市 大洲市 西予市 喜多郡 西宇和郡	八幡浜保健所 環境保全課 〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 Tel 0894-22-4111 (代) Fax 0894-22-0631
宇和島市 北宇和郡 南宇和郡	宇和島保健所 環境保全課 〒798-8511 宇和島市天神町 7-1 Tel 0895-22-5211 (代) Fax 0895-24-6806

【注意事項】

- ・提出された添付書類等は返却しません。
- ・必要に応じ、追加で資料の提出等を求めることがあります。
- ・郵送での提出も可能です。許可証の郵送交付を希望する場合は、申出書を提出する際に、所要の切手を貼付した封筒（角 2 サイズ以上）等を同封してください。
- ・本申出をもって、産業廃棄物処理業変更届書の提出に代えることはできません。
- ・同じ許可に対して複数回の申出はできません。申出書を提出する際は、内容に不足がないか等をよく確認してください。

【申出に関する問い合わせ先】

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係

〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 Tel 089-912-2358